

富津市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について

1 実施の目的

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、子育て中の保護者の保育及び子育て支援事業の利用等に関する実態や意向を把握するためを行う。

＜子ども・子育て支援法第61条＞

1～3 略

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

2 実施の概要

	就学前児童	小学生児童
調査対象	平成25年10月31日以前に生まれた就学前児童を持つ保護者	小学生児童を持つ保護者
標本数	1,000人	613人 (10月1日現在)
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	小学校1・2年生全員
調査方法	郵送配布、郵送回収	小学校を通じ配布、回収
調査予定期間	平成25年12月2日～12月20日	平成25年12月2日～12月18日

3 調査項目の設定

国が示す調査票のイメージを基に設定。

- ・国が示す「量の見込み」の算出に必要なものと指定されている項目は、調査項目とする。
- ・「量の見込み」の算出以外の項目については、選択し、市民にとって過度な負担にならないようにする。
- ・今後の検討のために必要な市独自の項目を追加する。

	調査項目	
	就学前	小学生
1	居住地区	子どもの情報・家族状況
2	子どもの情報・家族状況	保護者の就労状況
3	子育て環境	子どもの放課後の過ごし方について
4	保護者の就労状況	
5	平日の教育・保育の利用状況	
6	地域子育て支援事業の利用状況	
7	土曜休日・長期休暇中の教育・保育の利用状況	
8	病気時の対応	
9	一時預かり事業の利用状況	
10	小学校就学後の放課後の過ごし方について	
11	両立支援制度について	